

国民皆保険制度って？

いまさら聞けない…

健保だより

令和4年2月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1066号
(令和4年2月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です

現在の日本の医療保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」です。

日本では1955年頃まで、農業や自営業者、零細企業従業員を中心に国民の3分の1にあたる約3,000万人が無保険者で、社会問題となっていました。しかし1958年に国民健康保険法が制定され、1961年に全国の市町村で国民健康保険事業が始まり、「誰でも」「どこでも」「いつでも」保険医療を受けられる体制が確立しました。

《各保険者の比較》

【主な医療保険制度】

- 職場の健康保険に加入していない方が加入

市町村国保

- 主に中小企業に勤める方が加入

協会けんぽ

- 大企業やその傘下にある企業に勤める方が加入

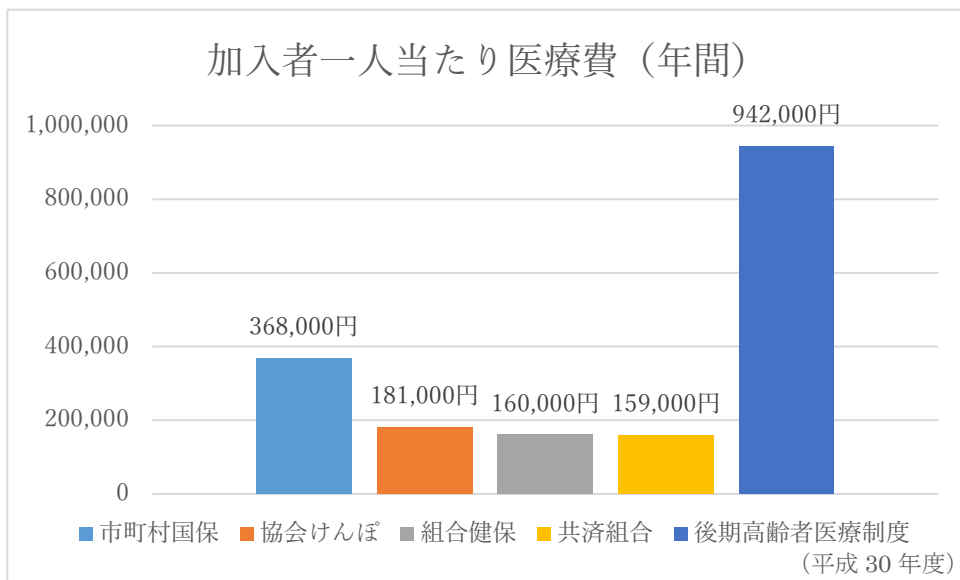
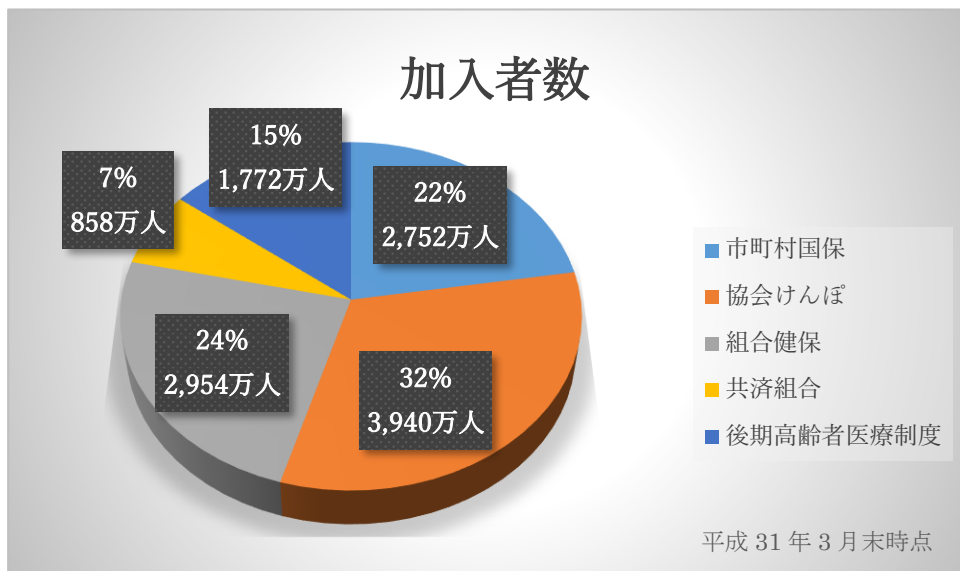
組合健保

- 公務員や私立学校の教職員の方が加入

共済組合

- 75歳以上の方が加入

後期高齢者医療制度



『実は恵まれている！日本の国民皆保険制度！』

日本では、保険証1枚でどの医療機関にもかかれるのは当然のこととされていますが、海外に目を向けると必ずしもそうではありません。民間保険中心の制度もありますし、無保険の国民を多く抱える国も存在します。日本の医療保険制度は、世界でも高く評価されていますが、現在、医療費の総額は、毎年1兆円を超えるペースで増え続けており、現在の仕組みのままでは、国民皆保険制度を支えることが難しくなっている状況です。

将来も国民皆保険制度を維持していくには、負担の仕組みを超高齢社会にあった制度に変える必要があるとともに、私たち一人ひとりが健康への意識を高め、医療費を節約していくことが重要です。

参考：厚生労働省ホームページおよび健保連ホームページ